（業務規程の変更の認可申請）

第五条　法第十条第一項の規定により認可を受けようとする指定金融機関は、次に掲げる書面を主務大臣に提出しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した認可申請書

イ　変更しようとする事項

ロ　変更予定年月日

ハ　変更の理由

二　新旧条文の対照表

三　変更後の業務規程

四　変更に関する意思の決定を証する書面

（協定に定める事項）

第六条　法第十一条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特定事業促進業務の内容及び方法に関する事項

二　特定事業促進円滑化業務の内容及び方法に関する事項

三　特定事業促進業務に係る債権の管理に関する事項

四　その他特定事業促進業務及び特定事業促進円滑化業務の実施に関する事項

（帳簿の記載）

第七条　法第十二条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特定事業促進業務の実施状況

二　特定事業促進業務に係る債権の状況

三　特定事業促進業務を行うために株式会社日本政策金融公庫から受けた特定事業促進円滑化業務による信用の供与の状況

2　前項の帳簿を保存しなければならない期間は、特定事業促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年とする。

（業務の休廃止の届出）

第八条　法第十四条第一項の規定により届出をしようとする指定金融機関は、次に掲げる書面を主務大臣に提出しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した届出書

イ　休止又は廃止しようとする特定事業促進業務の範囲

ロ　休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

ハ　休止又は廃止の理由

二　休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

三　特定事業促進業務の全部又は一部の廃止の場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

（申請等の方法）

第九条　法第八条第二項、第九条第二項、第十条第一項及び第十四条第一項並びにこの省令の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書面（以下「申請書等」という。）の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかの大臣に、正本一通及び副本一通を提出することにより行うことができる。

（株式会社日本政策金融公庫法施行規則の適用）

第十条　法第六条に規定する特定事業促進円滑化業務が行われる場合には、株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第四号）第二十条中「法第四十九条第二項及び第三項」とあるのは、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条の規定により読み替えて適用する法第四十九条第二項及び法第四十九条第三項」とする。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十二年八月十六日）から施行する。

○経済産業省令第一号
国土交通省

農林水産省

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく特定事業計画の認定等に関する省令を次のように定める。

平成二十二年八月十三日

農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく特定事業計画の認定等に関する省令

（特定事業計画の認定の申請）

第一条　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき特定事業計画の認定を受けようとする事業者は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を、主務大臣に提出するものとする。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該事業者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業者が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

二　当該事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

三　開発又は製造しようとするエネルギー環境適合製品が法第二条第三項各号の規定に基づき主務大臣が定めるものであることを示す書類

（特定事業計画の認定）

第二条　主務大臣は、特定事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第四条第四項に照らしてその内容を審査し、当該特定事業計画の認定をするときは、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを認定書として申請者たる事業者に交付するものとする。

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第４条第１項の規定に基づき認定する。」

2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、様式第二による不認定通知書によりその旨を当該事業者に通知するものとする。

（認定特定事業計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第三条　認定特定事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第五条第一項の変更の認定を要しないものとする。

2　法第五条第一項の規定に基づき認定特定事業計画の変更の認定を受けようとする事業者は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を、主務大臣に提出するものとする。

3　前項の申請書及びその写しには、当該認定特定事業計画の写しを添付するものとする。

4　主務大臣は、第二項の変更の申請を受けた場合において、速やかに法第四条第四項に照らしてその内容を審査し、当該認定特定事業計画の変更の認定をするときは、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを認定書として当該事業者に交付するものとする。

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第５条第１項の規定に基づき認定する。」

5　主務大臣は、前項の認定をしないときは、様式第四による不認定通知書によりその旨を当該事業者に通知するものとする。